

# 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

= 令和5年度限定 申請書類の作成方法 =

## 【指定様式】

1. 申請書類①：登録基準確認用紙
2. 申請書類②：クラブ基礎情報
3. 申請書類④：役員名簿
4. 申請書類⑦：クラブの評価指標
5. 申請書類⑨：自己説明・公表確認書



# 申請書類① 登録基準確認用紙

- ※1: 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
- ※4: 不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5: 規約・会則・定款等を指す。
- ※6: 特別区は市町村に準ずる。
- ※7: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

## 2. 添付申請書類

申請書類名	添付に ○印	備考
申請書類①.登録基準確認用紙(本用紙)	<input checked="" type="checkbox"/>	
申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)	<input type="checkbox"/>	データ提出必須
申請書類③.規約・会則・定款等	<input type="checkbox"/>	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類④.役員名簿	<input type="checkbox"/>	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	<input type="checkbox"/>	
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	<input type="checkbox"/>	申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	<input type="checkbox"/>	データ提出必須
申請書類⑧.申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録	<input type="checkbox"/>	申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書	<input type="checkbox"/>	
申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物	<input type="checkbox"/>	

○は  
列の真ん中へ

書き込み不要  
(神奈川県は非該当)

携帯電話番号等の  
連絡が容易に取れる  
電話番号

## 3. 連絡先情報

フリガナ		クラブでの役職	
担当者氏名			
TEL		E-mail	

### 【個人情報の取り扱いについて】

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。



# 申請書類② クラブ基礎情報

申請書類②

令和5(2023)年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙 《基礎情報書類》

フリガナ		設立年 ※西暦記入	設立年数 ※自動入力
クラブ名			2023 年目

書き込み不要  
(設立年を書き込めば  
勝手に表記されます)

1. 事務局情報

事務局 情報	住所	都道府県名 神奈川県	市区町村名 横浜市西区 寿町1	番地 5-31	建物名 コンチネンタルマンション 2005
	E-mail				
	TEL			事務担当者 氏名	
	FAX			役職	

直近年度時点の内容

2. 会員について

(1) 総会員数※1とその内訳を記入ください。  
※1 本設問における会員とは、クラブが定める会員のことを指します。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	
男性											
女性											
不明											
小計											

↑ 総会員数

(2) 年会費等を支払っている会員数※2とその内訳を記入ください。  
※2 本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します。(ここでは、月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は対象となりません)

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	
男性											
女性											
不明											
小計											

移行措置の間は  
単発的なイベント  
等の参加費や月会費  
を支払っている者を  
会員とみなして良い

年会費の徴収をし  
ている会員のみを  
対象としています。  
従って、年会費を  
徴収していないク  
ラブは {0} とな  
ります。

# 申請書類② クラブ基礎情報

月1回毎で、1年に12回以上ではありません。

(例)  
シーズンスポーツのスキー・スノーボードで、夏シーズンは行ってないが、他の月に2回以上開催し合計が12回以上となる場合は該当する。

3. 定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

(1) 定期的には(年間で12回以上)行うスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動欄に○を記入ください。なお、○を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合は指導者配置欄に○を記入ください。

種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置
1 アーチェリー			51 テニス		
2 アイスホッケー			52 ドッジボール		
3 アメリカンフットボール			53 トライアスロン		
4 インディアカ			54 トランポリン		
5 ウェイトリフティング			55 なぎなた		
6 ウォーキング			56 軟式野球		
7 エアロビク			57 バイアスロン		
8 オリエンテーリング			58 パウンドテニス		
9 親子リトミック			59 馬術		
10 カーリング			60 バスケットボール		
11 カヌー			61 バドミントン		
12 空手道			62 バレーボール		
13 弓道			63 パワーリフティング		
14 近代五種			64 ハンドボール		
15 キンボール			65 バークゴルフ		
16 グラウンド・ゴルフ			66 ビーチバレー		
17 クレー射撃			67 フィットネストレーニング		
18 ゲートボール			68 フェンシング		
19 健康体操			69 武術太極拳		
20 剣道			70 フットサル		
21 ゴルフ			71 フライングディスク		
22 サッカー			72 フラダンス		
23 山岳			73 プロゴルフ		
24 自転車競技			74 プロスキー		
25 銃剣道			75 プロテニス		
26 柔道			76 ベタンク・プール		
27 少林寺拳法			77 ボウリング		
28 新体操			78 ボート		
29 水泳(競泳・飛込・水球等)			79 ボクシング		
30 スキー・スノーボード			80 ホッケー		
31 スケート・ダイビング			81 ホブスレー・リュージュ・スケルトン		
32 スケート			82 野球		
33 スポーツクライミング			83 ヨガ		
34 スポーツチャンバラ			84 ライフル射撃		
35 スポーツ吹矢			85 ラグビーフットボール		
36 相撲			86 ランニング(ジョギング)		
37 セーリング			87 陸上競技		
38 ソフトテニス			88 レスリング		
39 ソフトバレーボール			89 ローラースポーツ		
40 ソフトボール			90 3B体操		
41 太極拳			91 その他( )		
42 体操(一般体操)			92 その他( )		
43 体操競技			93 その他( )		
44 卓球			94 その他( )		
45 ターゲット・バードゴルフ			95 その他( )		
46 ダンス			96 その他( )		
47 ダンススポーツ			97 その他( )		
48 チアダンス			98 その他( )		
49 チアリーディング			99 その他( )		
50 綱引			100 その他( )		

JSP0の資格所有者のみ

1～90の種目に無い場合は、文字が小さくなくても構わないので書き込んでください。

## 申請書類② クラブ基礎情報

未設置のクラブは、  
移行措置の間に、

JSPO

アシスタントマネジャー  
から

JSPO

クラブマネジャー  
を取得のこと

(2) 上記(1)で回答したスポーツ活動種目の合計数と、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者配置種目の合計数を以下に記入ください。※自動入力

①スポーツ活動種目数  種目

②公認スポーツ指導者配置数  種目

違ってかまいません。

### 4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者

(1) クラブマネジャー※3の配置の有無を記入ください。

※3 クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

配置	どちらかに○
有	<input type="checkbox"/>
無	<input type="checkbox"/>

(2) クラブマネジャー及び事務局員の内、日本スポーツ協会公認マネジメント資格保有人数をそれぞれ記入ください。※4

※4 クラブマネジャーが事務局員を兼務している場合は、クラブマネジャーに記入ください。

①クラブマネジャー  
公認クラブマネジャー資格保有者数  人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数  人

②事務局員  
公認クラブマネジャー資格保有者数  人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数  人

備考

(違う例)

公財) 日本レクリエーション協会

公認レクリエーションコーディネーター

公財) 日本スポーツクラブ協会

全国スポーツクラブマネジャー

公財) 日本サッカー協会

SMC (スポーツマネジャーズカレッジ) 本講座

SMC (スポーツマネジャーズカレッジ) サテライト

ほか、営利法人マネジメントコンサルetc

JSPOクラブマネジャー・アシスタントマネジャー以外の、  
クラブで言う資格があれば書き込んでください。

表3. 競技(種別)・資格別認定者数

競技(種別)	資格	スタートコーチ	コーチ				教師		合計
			コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	
1 陸上競技		61	4,110	66	1,139	183	-	-	5,559
2		-	7,943	1,287	-	-	1,997	412	11,639
3	水泳	-	-	-	2,503	657	-	-	3,160
4	水泳 ※1	-	-	-	160	75	-	-	235
5		-	-	-	126	53	-	-	179
6		-	-	-	261	89	-	-	350
7		-	-	-	28	0	-	-	28
8 サッカー		30,662	-	7,408	3,059	-	-	-	41,129
9	スキー	-	-	-	-	-	205	224	429
10	スキー ※2	-	-	-	-	-	-	-	0
11		-	614	1,545	86	23	-	-	2,268
12		-	1,932	1,085	345	228	229	101	3,920
13		-	402	1	301	75	-	-	779
14		-	90	0	639	117	-	-	846
15		-	4	0	376	14	-	-	394
16		772	17,075	742	668	492	-	-	19,749
17	体操	-	501	127	2	-	-	-	630
18	体操	-	0	0	809	42	-	-	851
19	新体操	-	0	0	623	37	-	-	660
20		-	0	0	159	-	-	-	159
21	バスケットボール	-	11,209	-	1,078	411	-	-	12,698
22	スケート	-	393	46	220	43	75	-	777
23	レスリング	-	352	1	1	21	-	-	375
24	セーリング	-	183	84	241	90	-	-	598
25	ウエイトリフティング	-	200	-	120	57	-	-	377
26	ハンドボール	708	1,095	35	806	103	-	-	2,747
27	自転車競技	-	241	0	423	46	-	-	710
28	ソフトテニス	4	2,736	300	279	16	-	-	3,335
29	卓球	-	1,371	1,014	773	86	-	-	3,244
30	軟式野球	-	2,937	0	409	-	-	-	3,346
31	相撲	-	301	0	0	-	-	-	301
32	馬術	-	100	0	344	-	-	-	444
33	フェンシング	-	593	0	106	38	-	-	737
34	柔道	-	555	0	355	38	-	-	948
35	ソフトボール	757	11,365	483	435	55	-	-	13,095
36	バドミントン	-	2,260	479	405	95	-	-	3,239
37	弓道	-	5,777	483	51	-	-	-	6,311
38	ライフル射撃	-	2	0	264	10	-	-	276
39	剣道	-	1,754	237	-	-	-	-	1,991
40	近代五種	-	0	0	16	3	-	-	19
41	ラグビーフットボール	-	1,134	46	1,160	100	-	-	2,440
42	山岳	-	917	737	49	53	-	-	1,756
43	山岳・スポーツクライミング	-	550	117	15	6	-	-	688
44	カヌー	-	186	6	307	20	-	-	519
45	アーチェリー	-	725	13	38	-	-	-	776
46	空手道	-	2,103	1,315	748	448	-	-	4,614
47	アイスホッケー	-	368	0	-	4	-	-	372
48	空手道	-	627	35	-	-	-	-	662
49	クレー射撃	-	286	0	1	-	-	-	287
50	なぎなた	-	910	59	167	29	-	-	1,165
51	ボウリング	-	712	4	128	22	0	-	866
52	ボブスレー・リュージュ・スケルトン	-	0	0	17	8	-	-	25
53	綱引	-	83	0	-	-	-	-	83
54	ゲートボール	-	1,024	0	-	-	-	-	1,024
55	ゴルフ	-	224	0	0	0	-	-	224
56	カーリング	-	402	108	0	0	-	-	510
57	パワーリフティング	-	173	0	-	-	-	-	173
58	グラウンド・ゴルフ	-	133	0	-	-	-	-	133
59	トライアスロン	4	413	0	-	-	-	-	417
60	バウンドテニス	-	65	2	-	-	-	-	67
61	エアロビック	-	517	43	0	29	8	-	597
62	バイアスロン	-	8	0	28	2	-	-	38
63	ドッジボール	-	241	0	-	-	-	-	241
64	チャリディング	-	2	1	72	-	-	-	75
65	チャリディング	-	4	0	3	-	-	-	7
66	ダンススポーツ	-	159	0	136	-	-	-	295
67	ローラースポーツ	-	0	0	-	-	-	-	0
68	アメリカンフットボール	-	386	0	4	-	-	-	390
69	プロゴルフ	-	0	0	-	-	74	82	156
70	プロテニス	-	0	0	-	-	119	105	224
71	プロスキー	-	0	0	-	-	23	58	81
72	スクーバ・ダイビング	-	345	67	-	-	-	-	412
73	オリエンテーリング	-	19	15	-	-	-	-	34
74	その他	-	27	0	-	-	-	-	27
合計		2,306	119,500	10,583	24,832	6,977	2,730	982	167,910

\*同一資格で異なる競技を有する場合にはそれぞれの競技に1入分を計上。

\*「-」は現在養成を行っていない資格・競技。

\*1:水泳コーチ3、水泳コーチ4資格は、2021年12月から種目ごとの資格名称に変更。水泳コーチ1、水泳コーチ2、水泳教師、水泳上級教師の名称は変更なし。

\*2:スキーコーチ1~4とスノーボードコーチ3~4資格は、2022年6月からスキー・スノーボードコーチ1~4に資格名称を変更。スキー教師、スキー上級教師の名称変更はなし。

# JSPO公認種目、公認指導者 申請書類②

(資格)とは、左表をいう。 **別紙**

この種目以外の指導者(資格者)は認定指導者(資格)となりカウントできない

令和4年10月1日現在

スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー(※)	428,912名
	コーチングアシスタント	15,695名
競技別指導者資格	スタートコーチ(スポーツ少年団)	9,196名
	スタートコーチ(教員免許状所持者)	247名
	スタートコーチ(競技別)	2,306名
	コーチ1	119,500名
	コーチ2	10,583名
	コーチ3	24,832名
	コーチ4	6,977名
メディカル・コンディショニング資格	教師	2,730名
	上級教師	982名
	スポーツドクター	6,309名
	スポーツデンティスト	667名
	アスレティックトレーナー	5,002名
	スポーツ栄養士	464名

フィットネス資格	フィットネストレーナー	418名
	スポーツプログラマー	3,137名
	ジュニアスポーツ指導員	4,453名
マネジメント資格	アシスタントマネジャー	5,695名
	クラブマネジャー	376名
旧資格	スポーツトレーナー1級	17名
	スポーツトレーナー2級	39名
合計(スポーツリーダーを含まない)		219,625名
合計(スポーツリーダーを含む)		648,537名

# 申請書類④ 役員名簿

## 令和5(2023)年度 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》

貴クラブの規約等(規約・会則・定款等を指す)、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関において、議決権を有する関係者全員の情報を入力してください。

なお、登録基準※では、議決権を有する者の過半数が所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)ことが必要です。

■クラブ名: \_\_\_\_\_

令和5年4月1日現在

No.	役職	氏名	居住地
例	理事長	東京 太郎	東京都●●区 ※市区町村名まで入力
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

**【個人情報の取り扱いについて】**

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

※総合型地域スポーツクラブ登録基準細則第3条基本基準分類「(2)運営形態に関する基準」の「個別基準⑤地域住民が主体的に運営している」

{神奈川県} の文字は不要。

下記(例1~33)までが良い。

以上、明記した役員が、当該市町村又は近隣の市町村の住民であり、その住民が過半数であることが望ましい。

(例)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 横浜市   | 18. 南足柄市 |
| 2. 川崎市   | 19. 綾瀬市  |
| 3. 相模原市  | 20. 葉山町  |
| 4. 横須賀市  | 21. 寒川町  |
| 5. 平塚市   | 22. 大磯町  |
| 6. 鎌倉市   | 23. 二宮町  |
| 7. 藤沢市   | 24. 中井町  |
| 8. 小田原市  | 25. 大井町  |
| 9. 茅ヶ崎市  | 26. 松田町  |
| 10. 逗子市  | 27. 山北町  |
| 11. 三浦市  | 28. 開成町  |
| 12. 秦野市  | 29. 箱根町  |
| 13. 厚木市  | 30. 真鶴町  |
| 14. 大和市  | 31. 湯河原町 |
| 15. 伊勢原市 | 32. 愛川町  |
| 16. 海老名市 | 33. 清川村  |
| 17. 座間市  |          |

議決権を有する者  
原則、議事録で明記しなければならない出席者となる。

# 申請書類⑦ クラブの評価・指標

申請書類②と同様  
移行措置の間における  
単発的なイベント等  
の参加費や月会費を支  
払っている者を  
会員とみなして良い

## あなたのクラブのプロフィールについて

市区町村名: \_\_\_\_\_  
 市区町村人口: \_\_\_\_\_  
 クラブ名: \_\_\_\_\_

以下の項目のうち、8,9以外は、スポーツ庁が例年実施している「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」の内容と概ね同じです。

項目	説明	回答欄
1. 会員	現在の総会員数	名
2. 会費	徴収している場合は「1」 徴収していない場合は「2」を選択してください。  『徴収している』を選択されたクラブは、 1人当たりの平均月額を入力ください。  【算出の仕方(参考)】 原則として下記のとおりとしますが、クラブの実情に応じて算出いただいて構いません。 ○大人、子どもなどに分かれている場合は、その1人当たりの平均額とする。 ○保険料は含まない。 ○ファミリー会費など割引設定の会費は除く。 ○年会費の場合は、月当たりの額に換算する。 (例) ①大人(1,000円/月)、高校生(500円/月)、小・中学生(300円/月)の場合 (1,000円+500円+300円)÷3(種類)=600円 ②年会費3,000円・保険料1,500円の場合*保険料は含まずに算出。 3,000円÷12(ヶ月)=250円 ③種目により額や徴収の対象期間が異なる。(水泳=3,000円/6ヶ月、ヨガ1,000円/月)の場合 *各種目の月平均額を算出 3,000円÷6(ヶ月)=500円	円/月
3. 法人格取得	取得している場合は「1」 取得していない場合は「2」を入力ください。	
4. 活動内容	定期活動種目におけるスポーツ・レクリエーション活動種目 (身体活動を伴う種目)数を入力ください。  文化活動種目数を入力ください。	種目 種目
5. クラブマネージャーの配置	常勤で配置(週4日以上) 手当有り 手当無し 非常勤で配置 手当有り 手当無し	人 人 人 人

### 自己点検・評価 実施マニュアル

- シートに貴クラブのプロフィールを入力してください。
- シート上および貴クラブの現状が各項目の過半数に一致するを確認し、シート右側の評価欄の数字を入力してください(評価指標の対比参照)。
- 自動的に、シートにリーダーシートが印刷されます。

※リーダーシートに該当する項目のスコアは、貴クラブの現状と一致する項目の数に基づき算出されます。結果の算出方法は、シート右側のスコア計算欄を参照してください。

【評価指標の考え方】 各項目・評価項目は、各指標は、前記の指標を満たした上で、当該指標の内容を満たしていること。例えば、「安全管理」では、「安全管理」「安全管理」の各指標を満たした上で、「安全管理」の内容を満たしていることに基づき評価する。なお、各指標の内容は次のとおり。

【各指標】	【評価指標】
【高】 総合型クラブの前提・旨意に即して、活動基盤を整備している	1.0
【中】 一定の活動基盤を整備し、充実した活動を円滑に行うための体制整備に向けた取組が実施されている	2.0
【低】 一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備に向けた取組が実施されている	3.0
【特 殊 可 能】 現状に即した内容を満たし、持続可能な体制を十分に整備している	4.0

■この指標と評価指標について

日本スポーツ協会が、平成20年度に文部科学省長官官民連携推進会議で決定したものです。

【資料】	【評価指標】
総合型クラブの継続的・定時的に活動するための必要取組・条件を明らかにしたものです。	定期的な自己点検・評価により、適切な改善を図るとともに、次のステップ

■指標と評価指標を用いて自己点検・評価を行うと

・資料の取組に向けた貴クラブの現状は把握できます。  
・自己点検の結果を踏まえ、貴クラブの事業計画や運営の見直しを行う際の参考になります。

6. 事務局員(クラブマネージャーを除く)の配置	常勤で配置(週4日以上)	手当有り	人
	非常勤で配置	手当有り 手当無し	人 人
7. 現在の予算	あなたのクラブの年間予算は概ねいくらですか? 「1」 1~1,000,000円 「2」 1,000,001~2,000,000円 「3」 2,000,001~3,000,000円 「4」 3,000,001~4,000,000円 「5」 4,000,001~5,000,000円 「6」 5,000,001~6,000,000円 「7」 6,000,001~7,000,000円 「8」 7,000,001~8,000,000円 「9」 8,000,001~9,000,000円 「10」 9,000,001~10,000,000円 「11」 10,000,001円~		
8. 事業計画への反映	あなたのクラブでは、今回の自己点検・評価の結果を活用し、事業計画の見直しに反映させる意向はありますか? ある場合は「1」 ない場合は「2」を入力ください。		
9. スポーツ振興くじ(toto・BIG・WINNER)助成金の受領	あなたのクラブでは、スポーツ振興くじ(toto・BIG・WINNER)助成金を受領していますか? 過去受領していた場合は「1」 現在受領している場合は「2」 過去・現在とも受領していない場合は「3」を入力ください。		
10. クラブの設立年数	あなたのクラブは、現在設立満何年でしょうか?		年

申請書類②の数字(何年目)から1を引いた満年

## JSPOクラブマネージャー

(違う例)

公財) 日本レクリエーション協会: 公認レクリエーションコーディネーター

公財) 日本スポーツクラブ協会: 全国スポーツクラブマネージャー

公財) 日本サッカー協会: SMC (スポーツマネジャーズカレッジ) 本講座、SMC (スポーツマネジャーズカレッジ) サテライト

ほか、営利法人マネジメントコンサルetc





# 申請書類⑦ クラブの評価・指標

持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

項目	1	2	3	4	評価
総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	0.0点

持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

項目	1	2	3	4	評価
総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している段階	一定の活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備に向けた発展段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	一定の充実した体制を整え、さらなる持続可能な体制整備を行っている段階	0.0点

持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

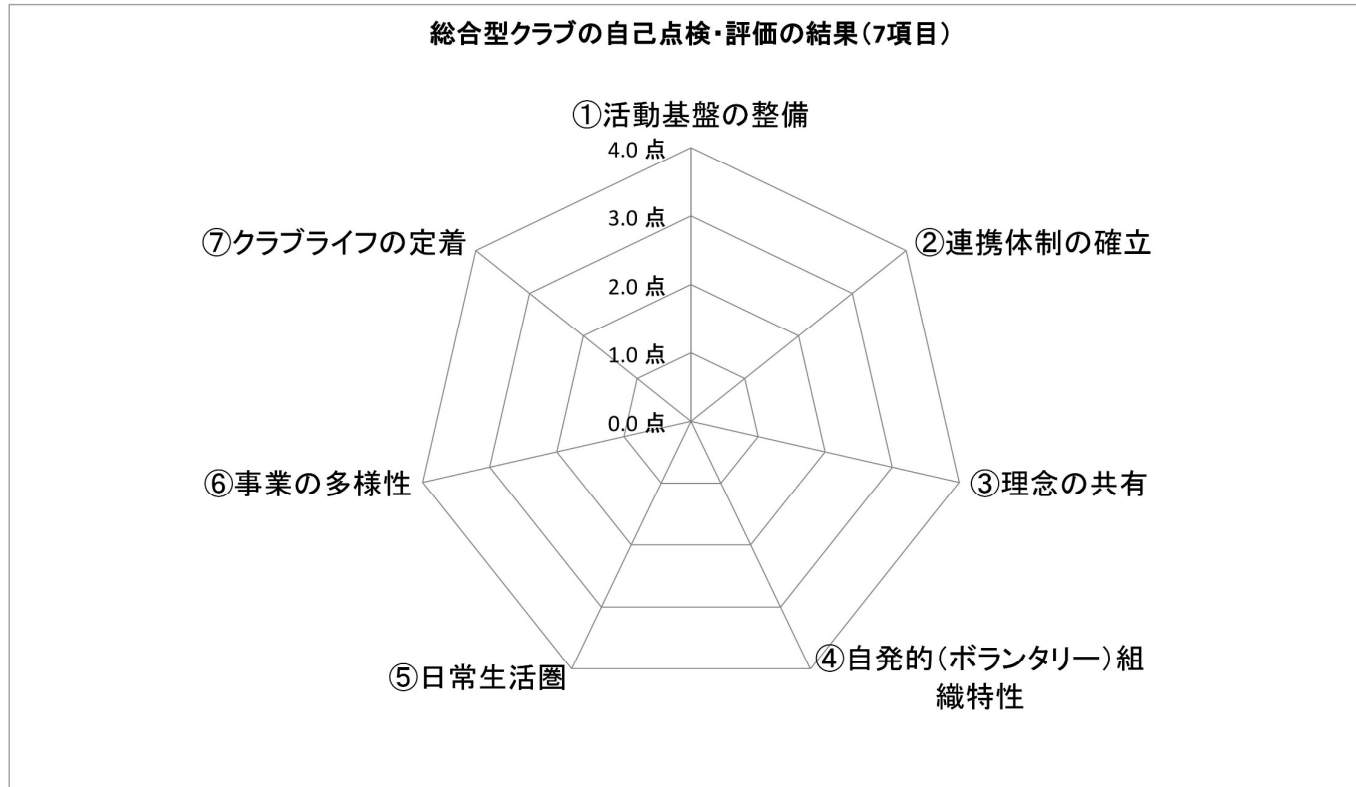
指針	数値	評価指標				評価 (右記数値を参考に、0~4を入力)	平均
		1 基礎	2 発展	3 充実	4 持続可能		
⑥事業の多様性	サークル・教室事業 (スポーツ種目)	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を2種目程度実施している	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を3~6種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を7~11種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を12種目以上実施している	0.0点	0.0点
	文化活動の充実	実施に向けた行動を計画している	会員のニーズ・特性に配慮した定期的な事業を1種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を2~3種目実施している	会員のニーズ・特性が反映された定期的な事業を4種目以上実施している	0.0点	
	会員交流事業	実施に向けた行動を計画している	年1回程度実施している	年2~3回程度実施している	季節に合わせて、年4回以上実施している	0.0点	
	地域交流事業	実施に向けた行動を計画している	年1回程度実施している	年2~3回程度実施している	地域行事に合わせて、年4回以上実施している	0.0点	
	②多世代化 (対象の拡大)	幼児を含む子供から若者、高齢者の世代までの各年齢層がクラブの活動に参加していること。	多世代化を意識した活動を計画している	既存会員の世代分布に合わせた事業展開をしている	新規会員の獲得も視野に入れて、世代の多様化を意識した事業を展開している	0.0点	
	多志向化 (目的の拡大)	障害の有無を問わず、楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向等の各志向のニーズに応じて対応していること。	会員のニーズ・特性に配慮し、スポーツを楽しむ観点で多志向化に対応できる活動を計画している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、二つの志向に対応した事業を展開している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、三つの志向に対応した事業を展開している	楽しみ志向、健康志向、交流志向、競技志向など、偏りなく展開している	
⑦クラブライフの定着	②多世代化 (対象の拡大)	会員の5%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の10%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の20%程度が複数のサークルや教室などに参加している	会員の30%程度が複数のサークルや教室などに参加している	0.0点	
	「マイクラブ」意識	会員の過半数が、クラブの活動の必要性を認識している	会員の過半数が、当該クラブに対する愛着や親近感などの「マイクラブ」意識を持っている	ほぼ全ての会員が、当該クラブに対する愛着や親近感などの「マイクラブ」意識を持っている	地域に「マイタウンクラブ」意識が浸透し、当該クラブに対して、諸組織・団体から年々複数回、連携・協働の依頼が寄せられる	0.0点	

- ※1:「CM(クラブマネジャーの略称)」は、公認マネジメント資格を有し、運営の管理・調整等において主導的な役割を果たす者。
- ※2:「雇用」に該当する場合は、労働基準法等の法令を遵守していること。
- ※3:「自己財源」:総収入の内、ここでは「会費(年・月単位)」「参加費」「寄付金」「協賛金」「委託料(指定管理含む)」の合計金額とする。「補助金」「助成金」は除く。
- ※4:「公認マネジメント資格」とは、クラブマネジメントに関する公認資格である。また、各段階の「アシスタントマネジャー」「クラブマネジャー」の知識・技能の程度は、(公財)日本スポーツ協会が公認する同資格の内容を標準とする。
- ※5:スポーツ指導者の公認資格の保有については、公認資格制度が整備されていない競技・種目を除いてカウントする。
- ※6:「活動拠点の確保」については、行政・学校等から理解を得る必要がある。また、「学校体育施設」「公共スポーツ施設」「上記以外の施設」は、いずれかの施設一つを確保する。全ての施設を確保する必要はない。
- ※7:「公的なスペース」とは、公共施設はもとより、誰でも自由にアクセスできる広く開かれている場所を指す。
- ※8:ここでは、クラブ事業への全参加者、賛助会員をいう。(地域交流事業のみに参加する地域住民、運営委員及び事務局等を除く)
- ※9:「支えるための活動」とは、各種の手伝いや協力をし、指導者になる、運営委員になる、寄付をする等をいう。
- ※10:日常生活圏とは、クラブが活動を行うに当たって基盤(ターゲット)となる地域をいう。その範囲は地域の実情によるもの、住民同士の顔が見える範囲(中学校区程度)が望ましい。ただし、地域の実情や要請に応じて活動範囲を広げることが、妨げるものではない。

**\* 以上を入力すると、次ページの結果が反映されます。**



# 申請書類⑦ クラブの評価・指標



- 結果を踏まえて、自身のクラブの取組へ反映しましょう。
- 定期的に自己点検・評価を繰り返すことで、持続可能段階を目指しましょう。

自己点検・評価項目	平均
①活動基盤の整備	0.0 点
②連携体制の確立	0.0 点
③理念の共有	0.0 点
④自発的(ボランタリー)組織特性	0.0 点
⑤日常生活圏	0.0 点
⑥事業の多様性	0.0 点
⑦クラブライフの定着	0.0 点

\* 以上の結果が反映されましたら保存して、終了です。  
これが**申請書類⑦**となります。

# 自己説明・公表確認書

団体ID 0000000688

団体名称

入力日 2021/05/20

## 自己説明内容

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役員等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	C
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか。	
原則1 - 原則2 - 原則3 - 原則4 - 原則5 - 原則6 - 原則7 -	
原則8 - 原則9 - 原則10 - 原則11 - 原則12 - 原則13 -	

## 申請書類⑨ 自己説明・公表確認書

ガバナンスコードトップページへ

[スポーツガバナンスウェブサイト | SPORT GOVERNANCE WEBSITE \(jpnnsport.go.jp\)](https://sport.go.jp/governance/)

\* ガバナンスコードの  
・ 新規登録・取得手順  
・ 団体情報の変更・更新手順  
は、別紙マニュアルを  
参照してください。

## 【クラブ様式】

1. 申請書類③：規約・会則・定款等
2. 申請書類⑤：クラブで可決された  
令和5年度の事業計画・予算書
3. 申請書類⑥：クラブで可決された  
令和4年度の事業報告・決算書  
(申請年度に創設したクラブは不要)
4. 申請書類⑧：申請書類⑤（令和**5**年度総会）  
・⑥（令和**4**年度総会）を議決した際の  
議事録

# 申請書類③ 規約・会則・定款等

## 横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、会長指定の場所に置く。  
(横浜市都筑区住田東町4386-1)

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、横浜市及び（公財）横浜市スポーツ協会と連携をしながら、横浜市内の総合型地域スポーツクラブ相互間の連携により、その普及・発展に関する事業等を行うことにより、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、横浜市民の豊かなスポーツ文化の振興および心身の健全な発展に寄与するとともに、加盟クラブ相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のために、下記の事業を行う。

1. 加盟クラブ相互の連携を図るための交流
2. 総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業
3. 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催
4. その他、前条の目的を達成するのに必要な事業

### 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員、賛助会員とする。

(条件)

第6条 正会員は、横浜市市民局スポーツ振興課に認められた総合型地域スポーツクラブとし、準会員は、横浜市市民局スポーツ振興課に認められた総合型地域スポーツクラブ設立準備の団体とする。

- 2 賛助会員は、本会の事業を支援する個人及び団体とする。

(入会及び退会)

第7条 本会に入会しようとするものは、会長が別に定める書面により会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前条各項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

**【規約等の改廃に必要な議決】について、当該規約等に定めていること。無い場合は、次年度の総会で改編すること。**

総会において選任する。  
副会長は、理事の互選とする。

本会を代表し、その業務を総理する。  
は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。  
会長の指示に従い、日常業務を処理する。  
本会の会務の執行状況及び財産の状況を監査する。

任期は2年とし、再任を妨げない。  
ため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。  
辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

事務局長その他の職員を置く。  
会長が任免する。

顧問、参与、アドバイザーを置くことができる。

、名誉会長1名、若干名の名誉副会長を置くことができる。  
長、名誉副会長は、本会の正会員の推薦により会長が委嘱する。  
長、名誉副会長は無報酬とする。  
職務)  
長及び名誉副会長は、理事会並びに総会に出席して意見を述べることができる。

会長、副会長、理事、正会員のクラブ代表者で構成し、次の事項を議決する。  
員の選任等に関する事項  
業計画及び収支予算に関する事項  
業報告及び収支決算に関する事項  
費に関する事項  
規約の改廃  
の他本会の業務に関する重要事項

年1回会長が召集する。但し、会長が必要と認めるとき、又は、3分の1以上クラブの代表者が会議開催の理由を指示して請求した時は、会長は臨時に召集しなければならない。

議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し出席できない場合は、書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）をもって表決し、又は

の構成員を代理人として表決を委任することができる。

総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否回数ときは、議長の決するところによる。なお、議決権は加盟クラブ一票とする。

本会  
機能)

総会は、会長、副会長、理事で構成し、次の事項を議決する。  
1. 総会に付議すべき事項  
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項  
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

議長は、必要に応じて理事会を開催することができる。

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し出席できない場合、書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否回数ときは、議長の決するところによる。

本会の運営費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

本会は、4分の3以上の加盟クラブの代表者の同意を得なければこれを解散することができない。

規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

令和4年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和4年度は、本会の非営利活動により目的を達成するために係わる事業の実施にあたり「新型コロナウイルス感染症の影響」についての情報を調査し、理事会で対応を決定して効果的な実施方法を決める。また、規約に記載されている事業「加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業」、「総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業」、「行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動中止を余儀なくされている中、対象者の少子高齢化と変容が明白であることから「仕組みの改革」が急速に進められ新しい公共づくりが進んでいる。従って、本会及びクラブは「公共性の確立」「行政等との連携」を前提とし、将来に向けて更なる自立が必要であることから、クラブ間の助け合いが出来るような環境づくりを継続・展開し、コミュニケーションを取りやすい環境を提供していくことを重点的に行うものとする。

2 事業実施に関する事項

(1) 非営利活動により目的を達成するために係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定 人数 (人)	受益対象者 の 範囲 及び予定人 数	支出 見込 額 (千 円)
① 加盟クラブ相互連携を図るための交流事業	ア 登録認証制度の申請書類研修会	6月14日(火) 18:30~20:30	市庁舎会議室	3	クラブ25人	8
	イ クラブ実務者会議 検討中	7月18日(月 祝) 検討中	検討中	3	クラブ25人	8
	ウ クラブスポーツ交流会	2月19日(日) 9:00~15:00	若葉台スポーツ・文化 クラブ	30	クラブ・一般 150人	118
	エ 定例会議開催	4月26日 定期総会 9月6日、12月6日 3月7日(全て 火) 18:30~20:30	市庁舎会議室あるいは 市スポーツ協会地下会 議室	100	—	0
② 総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業	ア クラブサマーフェスタ2022 (市民参加イベント)検討中	サマーシーズン 検討中	検討中	15	一般150人	233
	イ クラブサマーフェスタ2022 (実行運営委員会)検討中	サマーシーズン 検討中	検討中	8	—	0
	ウ エリア別啓発事業 (市民参加イベント)検討中	通年 検討中	神奈川区屋台村ほか 検討中	3	一般 不特定多数	0
	エ 本会ホームページ作成運営 更新、交流会・サマーフェスタ参 加品	通年 随時	事務局	8	クラブ・一般 不特定多数	149
③ 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業	ア トライアスロン2022横浜大会 (ボランティア活動)	11月12日(土) ~11月15日(火) 検討中	県スポーツ局ねりん ピック課・ほか主管課 検討中	15	一般 不特定多数	49
	イ 横浜マラソン2022 (ボランティア活動)	10月30日(日) 8:30~16:30	みなとみらい地区~山 下公園地区~本牧~ 三溪園 ~南 部市場折返し 予定	8	一般 不特定多数	0
	ウ 横浜マラソン2022 (大会前リーダー研修会)	未定 3回出席予定	未定	8	—	0
	エ ねりんピックかながわ2022 (ボランティア活動) 検討中	11月12日(土) ~11月15日(火) 検討中	県スポーツ局ねりん ピック課・ほか主管課 検討中	15	一般 不特定多数	10
	オ 神奈川県総合型地域スポーツ クラブ交流会	12月4日(土) 9:00~15:30	県立スポーツセンター	8	一般 不特定多数	0
	カ 全国スポーツクラブ会議 (神奈川県開催 幹事)	3月24・25日 (金・土) 時間ほか検討中	神奈川公会堂 (神奈川区)	15	全国クラブ他 200人	0
計				239	計	575

申請書類⑤  
R5の計画・予算書

予算書は、【科目・項目等】の明細  
(内訳)が明記されているもの。  
R4の決算と比較(増減)できるもの。

科目	令和4年度 予算(案)	摘要
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費	75,000	25クラブ/25クラブ
正会員受取会費	75,000	
2. 受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等	0	0
受取助成金(民間)	0	
受取助成金(行政)	500,000	横浜市スポーツ振興課
4. 事業収益	45,000	交流会参加費
A 加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業	180,000	サマーフェスタ参加費
B 総合型地域スポーツクラブの発展・普及に関する事業	0	
C 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業	0	
5. その他収益	2	銀行利息
雑収入	2	
<b>経常収益計</b>	<b>780,002</b>	
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業経費		
(1) 事業経費		
A 加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業	24,000	クラブ実務者会議、研修会(源泉所得税控除は法人化後適用)
・雑費	40,000	交流会(用具運搬費、スタッフ交通費)
・福利厚生費	40,920	交流会(弁当、若葉台SC使用料)
・会議費	0	
・業務委託費	0	
・賃借料	0	
・印刷料	0	
・宣伝広告費	0	
・支払手数料	81,940	振込手数料、事務手数料
<b>A事業経費計</b>	<b>186,860</b>	
B 総合型地域スポーツクラブの発展・普及に関する事業		
・雑費	24,000	サマーフェスタ(源泉所得税控除)
・旅費交通費	36,000	サマーフェスタ(用具運搬費、スタッフ交通費)
・福利厚生費	84,000	サマーフェスタ(弁当、プール使用料)
・会議費	0	
・業務委託費	0	
・賃借料	30,000	サマーフェスタ(紙)
・印刷料	45,000	サマーフェスタ
・宣伝広告費	47,300	山総合型クラブオリジナルクラブホルダー
・支払手数料	71,660	振込手数料、事務手数料
<b>B事業経費計</b>	<b>338,860</b>	
C 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業		
・雑費	0	
・旅費交通費	40,000	ねりんピックスタッフ交通費
・福利厚生費	13,200	ねりんピックスタッフ弁当
・会議費	0	
・業務委託費	0	
・賃借料	0	
・印刷料	0	
・宣伝広告費	0	
・支払手数料	71,440	振込手数料、事務手数料
<b>C事業経費計</b>	<b>124,640</b>	
<b>事業費計</b>	<b>650,360</b>	
2. 管理費		
(1) 人件費		
・事務用品人件費	0	
・法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
・通信費	0	
・消耗品費	0	
・印刷費	0	
・旅費交通費	98,000	ホームページ:初期のみ作成+維持費+更新費
・宣伝広告費	20,000	市スポーツ協会団体賛助会員(年会費)、KSN正会員(年会費)
・雑費	0	
・福利会議	0	
・支払手数料	660	
・雑費	2,000	
<b>その他経費計</b>	<b>120,660</b>	
<b>管理費計</b>	<b>120,660</b>	
<b>経常費用計</b>	<b>771,020</b>	
当期正味財産増減額	8,982	
前期繰越正味財産額	418,638	
次期繰越正味財産額	427,640	

令和3年度事業報告書

横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

1 事業実施の方針

2020年(令和2年)3月に始まった新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していたほとんどの事業が中止となりました。各クラブも活動が規制され、かなりの混乱と事業縮小などを余儀なくされ、状況も把握できずクラブ運営を精一杯するしかない状況で大変な一年ではなかったかと思えます。早期の収束を望んでいますが、第6波により令和4年1月21日から神奈川県は「特措法 まん延防止等重点措置」が発令されました。予定より延長され令和4年2月21日に解除に至りました。今後も気を緩めず、感染予防策を十分講じながら活動していくことに変わりはありません。

2 事業実施に関する事項

(1) 非営利活動により目的を達成するために係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出額(千円)
① 加盟クラブ相互連携を図るための交流事業	ア クラブ実務者会議(仮テーマ)	7月22日(木 祝) 検討中	さかえスポーツクラブ		新型コロナ感染症対策により中止	0
	イ クラブスポーツ交流会	2月11日(土 祝) 9:00~15:00	若葉台スポーツ・文化クラブ			
	ウ 定例会議開催	4月20日 定期総会 9月7日、12月7日 3月8日(全て 火) 18:30~20:30	市庁舎会議室あるいは市スポーツ協会地下会議室			
	エ 臨時総会	1月8日(土) 18:30~20:30	市スポーツ協会地下会議室	5人		
② 総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業	ア クラブサマーフェスタ2021(市民参加イベント)	サマーシーズン 検討中	横浜プールセンター		新型コロナ感染症対策により中止	0
	イ 市スポーツ協会連携エリア別 啓発事業	通年 検討中	市内数箇所			
	ウ クラブ・連絡協議会共催区別 啓発事業	4月~2月 検討中	各クラブ活動拠点			
③ 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業	ア トライアスロン2021横浜大会(ボランティア活動)	5月16日(日) 8:30~14:30	象の鼻パーク エイドステーション	5クラブ 27名	一般 不特定多数	0
	イ 横浜マラソン2021(ボランティア活動)	10月31日(日) 8:30~16:30	みみどみらい地区~山下公園地区~本牧~三溪園~南部市場折			0
	ウ 横浜マラソン2022(大会前リレー研修会)	未定 3回出席予定	未定			
	エ ねりんピックかながわ2021(ボランティア活動)		各実施会場		新型コロナ感染症対策により中止	0
	オ 神奈川県総合型地域スポーツクラブ交流会		県立スポーツセンター			0
	カ 全国スポーツクラブ会議		未定			0
	計			5クラブ 32人	計	0

申請書類⑥  
R4の報告・決算書

決算書は、【科目・項目等】の明細(内訳)が明記されているものであり、R3の予算計画と決算が比較(増減)できるもの。

\*【監査報告書】は不要。

科目	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	差異
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費	66,000	66,000	0
2. 受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等	0	0	0
4. 事業収益	30,000	30,000	0
5. その他収益	130,000	130,000	0
<b>経常収益計</b>	<b>226,000</b>	<b>226,000</b>	<b>0</b>
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 事業経費			
A 加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業			
・謝金	20,000	0	
・旅費交通費	0	0	
・福利厚生費	0	0	
・会議費	0	0	
・業務委託費	10,000	0	
・賃借料	0	0	
・保険料	20,000	0	
・支払手数料	20,000	0	
<b>A事業経費計</b>	<b>70,000</b>	<b>0</b>	
B 総合型地域スポーツクラブの発展・普及に関する事業			
・謝金	40,000	0	
・旅費交通費	20,000	0	
・福利厚生費	0	0	
・会議費	0	0	
・業務委託費	50,000	0	
・賃借料	0	0	
・保険料	50,000	0	
・支払手数料	40,000	0	
<b>B事業経費計</b>	<b>200,000</b>	<b>0</b>	
C 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業			
・謝金	0	0	
・旅費交通費	0	0	
・福利厚生費	0	0	
・会議費	0	0	
・業務委託費	0	0	
・賃借料	0	0	
・保険料	0	0	
・支払手数料	0	0	
<b>C事業経費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>事業費計</b>	<b>270,000</b>	<b>0</b>	
2. 管理費			
(1) 人件費			
・常勤人件費	0	0	
・臨時雇賃金	0	0	
・法定福利費	0	0	
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
(2) その他の経費			
・通信運搬費	10,000	0	
・福利厚生費	20,000	0	
・旅費交通費	10,000	0	
・支払手数料	0	0	
・会議費	10,000	0	
・雑費	0	0	
・雑費	0	0	
・支払手数料	0	0	
・雑費	5,000	0	
<b>その他の経費計</b>	<b>65,000</b>	<b>0</b>	
<b>管理費計</b>	<b>65,000</b>	<b>0</b>	
<b>経常費用計</b>	<b>335,000</b>	<b>0</b>	
経常収支増減額	226,000	226,000	0
前期繰越正財産額	418,658	418,658	
次期繰越正財産額	284,660	418,660	



# 申請書類⑧ R4・5の議事録

## 令和〇年度 〇〇市総合型地域スポーツクラブ〇〇協議会 総会議事録

- 日時 令和 〇年 〇月〇日(火) 18時40分～19時55分
- 場所 公財) 〇〇市スポーツ協会 〇〇会議室
- 列席者(敬称略)
  - 〇〇市民局スポーツ振興部スポーツ振興課 担当係長 〇〇〇
  - 同 担当 〇 〇
  - 公益財団法人〇〇市スポーツ協会 スポーツ事業部 部長 〇〇〇〇
  - 同 〇〇〇〇課 課長 〇〇〇〇
  - 同 〇〇〇〇課 担当 〇〇〇〇
- 役職出席者
  - 理事(会長) 〇 〇 (特定非営利活動法人〇〇〇〇クラブ)
  - 理事(副会長) 〇 〇 (〇〇〇〇クラブ)
  - 理事(副会長) 〇〇〇〇 (〇〇〇くらぶ)
  - 理事(代理人) 〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇〇〇〇会)
  - 理事(代理人) 〇〇〇〇〇 (特定非営利活動法人〇〇〇〇くらぶ)
  - 理事(代理人) 〇〇〇〇 (特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇クラブ)
  - 理事 〇〇〇〇 (〇〇スポーツクラブ)
  - 理事(代理人) 〇〇〇〇 (特定非営利活動法人〇〇〇〇クラブ)

出席職員(事務局): 〇〇〇〇  
欠席理事: 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇  
欠席職員(事務局): 〇〇〇〇
- クラブ出席者
  9. 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
  10. 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇クラブ (〇 〇〇)
  11. 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇)
  12. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇スポーツクラブ (〇〇〇〇)
  13. 特定非営利活動法人〇〇〇〇クラブ (〇〇 〇)
  14. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇クラブ (〇〇〇〇)
  15. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇)
  16. 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇〇)

同伴出席者: 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇文化クラブ (〇〇〇〇)
- 議長
  - 理事(副会長) 〇〇 〇〇
- 議事録作成及び署名人
 

職員事務局 〇〇 〇〇

・ **議事録署名人(議長・書記・ほか)が記名されていること。\*押印不要**

・ **出席者が明記されていること。**

・ **R4の議事録内容には、予算について明記されていること。**

・ **R5の議事録内容には、R4決算と予算について明記されていること。**

**\*以上【監査報告書】は不要。**

議の要綱及びその結果  
議のある総クラブ数 25クラブ  
議決権の総数 13クラブ  
クラブ数 16クラブ  
議決権数 16クラブ  
議決権に足る出席クラブ及び議決権行使クラブがあったので、長門事務局は開会を宣告し議事進行に入った。

初ら始まり、列席者である横浜市市民局、公財) 横浜市スポーツ協会の順で挨拶を行った。挨拶後、公財) 横浜市スポーツ協会スポーツ事業部長 〇〇〇〇様と地域課長 青井様と係が会場より退席。

前回はなかったため、長門事務局より松村副会長を指名し議半数の半数にて決定した。長門事務局と理事事務局の2名を指名承認した。

(1) 令和3年度事業報告書に関する件  
(2) 令和3年度収支決算書に関する件

議長は、上記議案に関する説明を長門事務局へ求めた。

長門事務局より、事前に会場にメールで送付した内容について御質問がある方から4問に際して、回答に要した点について、一筆した部分について、NPO法人の事務費に費した点のし、今後のガバナンスロードマップに向けて対応したこと、審議委員により、新年度の年会費納入を前年度に納入したクラブの金額を明瞭にしたこと、未収金についてと同様としたこと、以上を説明した。

これについて、市民局スポーツ振興課担当係長 〇〇〇〇様より、貸付対準表において未収金等の科目は貸付の部でなく、資産の部ではなかったの質疑があった。これに対しては長門事務局より、事前に会場にメールで送付した内容について御質問がある方から4問に際して、回答に要した点について、一筆した部分について、NPO法人の事務費に費した点のし、今後のガバナンスロードマップに向けて対応したこと、審議委員により、新年度の年会費納入を前年度に納入したクラブの金額を明瞭にしたこと、未収金についてと同様としたこと、以上を説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

決議事項(4) 令和4年度収支予算書(第3)に関する件  
議長より、この議案に関する説明を〇〇事務局へ求めた。

〇〇事務局より、新年度(中)年度に於ける影響により中止になる事業があるからもしないが予定を停てるで事業計画を構成したこと、そのうち収支予算書を構成したことを説明した。特に事務費が少な過ぎるため事務費の手続きとして懸念したことを説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

決議事項(5) 役員改選(第3)に関する件  
議長より、この議案に関する説明を〇〇事務局へ求めた。

・ 長門事務局より、南関会と神楽事務局に委任すること、前任の理事へ御任を依頼したが後継候補の選定を含めて、若い人に行って欲しいとの意見があったこと。理事13名以内、理事2名が望ましいことを考慮し一筆した年度会となるようにしたと説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

決議事項(6) 令和3年度収支決算書(第4)に関する件  
議長より、この議案に関する説明を長門事務局へ求めた。

長門事務局より、監査報告は令和3年度分を最後に令和3年度分までの2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度分を消化しなかったことから、前議案で承認可決した新しい監査2名のもと今後の2年間は繰り返されること、前任者であった〇〇様が再任することを説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

決議事項(7) 登録・認証制度における本会後継に関する件  
議長より、この議案に関する説明を長門事務局へ求めた。

長門事務局より、本件の資料について問い合わせ先のメールアドレスが変わったこと、本件の申請書類に係る研修会が6月14日に開催されること、その内容は、大きなポイント説明後に個別対話から申請書類作成までを想定していることを説明した。

本会も登録したいが、年会費10,000円を一般社団法人神楽川単独運営スポーツクラブネットワークへ年会費となり納入しに行きたくないこと、今年度は公益財団法人〇〇市スポーツ協会の賛助会員として納入したが、更に10,000円が掛かると、他団体への会費については、収支予算として管理費の(2)その他経費の議案に計上したこと、その会費は、本会正会員の年会費から納入できる範囲であることを説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

決議事項(8) 令和4年度収支予算書(第4)に関する件  
議長より、この議案に関する説明を〇〇事務局へ求めた。

長門事務局より、出席者より質疑に作成できるようにすること、前議案同様収支予算として管理費の(2)その他経費の追加説明を計上したこと、初回の外成費が発生すること、本会正会員の年会費から納入できる範囲であることを説明した。

議長は、本議案について議半数以上の賛成率をもって原案は承認可決した。

12. 議長は、決議事項すべて承認可決され議長を解任する旨を告げて解任した。

13. 〇〇事務局より情報提供・共有・交換について進行した。

〇〇事務局より(1)各クラブから議案を求め、事前に資料届出もせず申し込んだため次に進んだ。

〇〇事務局より(2)ワールドトライアスロン横浜大会2022エシジの部 〇〇ボクシング活動について、5月15日(日)開催 エシジの部 6クラブ、63名となったこと。ウェアのサイズがなくなり、Mサイズとなること、グループ構成は、6クラブのため2クラブで1組とすること。健康チェックシートに記載が2週間前からである

した。

ア活動についての説明を  
出席者) 敬  
議決権行使スポーツ  
様より、開催日と種目が  
改めて確認してから、  
) 事務局の議決となりま  
ます。  
いて4月1日からホーム  
した。  
1総務会型地域スポーツ  
に一般社団法人神楽川単  
独運営した。  
について、市民局スポーツ  
ない、神の議決はしたと  
一からの開催期となる  
詳細について、説明を  
を説明し、すべて説明  
が分かった。  
署名捺印する。

# 【令和5年度における総括】

- 1) 本年度（R5）は審査がありません（形式審査）。  
従って、申請書類①から⑨に**不足が無ければ**申請は可能です。
  - \* 令和5年度に創設されたクラブは、申請書類⑧議事録は不要です。
  - \* K S Nへの入会届、年会費（**7,000円**）納入を要します。  
登録できたクラブは、年会費から登録料（2,000円）が納入されます。
- 2) 但し、本登録（現時点ではR5）に向けて、**緑字**なども整備していきましょう。
- 3) ①特に、予算書・決算書はNPO法人などの標準書式に準じた内容としていきましょう。
- 4) ②特に、会費は**年会費**としていきましょう。
- 5) ③特に、満たしていないJSPO資格は移行措置の間に取得しましょう。
- 6) ④特に、**クラブマネジャー**は、移行措置の間の検討事案として残っていますが、令和5年度は諸規程上で言う、JSPOクラブマネジャーを原則とします。



## ▼総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的 <sup>※1</sup> なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員 <sup>※2</sup> がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18歳)、E)～29歳、F)～39歳、G)～49歳、H)～59歳、I)～69歳、J)70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 <sup>※3</sup> ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 <sup>※3</sup>
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。 <sup>※4</sup>
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等 <sup>※5</sup> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 <sup>※6</sup> の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。 <sup>※7</sup>
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 <sup>※5</sup> の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

※4:不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5:規約・会則・定款等を指す。

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

# 【登録基準】